

令和4年(2022年)4月1日から

福祉拠点として『地域包括支援センター』は生まれ変わります!!

～ 高齢者の相談窓口から、世代を問わない困りごとを抱える人の相談窓口へ～

福祉拠点を設置する目的

近年、核家族化の進行、ひとり親家庭の増加などにより、家庭の力が弱まるとともに、地域の共同体による支援力も低下してきている状況の中、高齢の親がひきこもり状態にある中高年の子を支える中で、経済的な困窮や地域からの孤立により、生活が立ち行かなくなる8050問題や、親の介護と子の育児が同時に進行するダブルケア問題のように、世帯単位で複数分野の問題を抱えていたり、様々な問題が絡み合って複雑化することにより、制度の狭間に置かれ、支援を受けられないケースや本人や家族がどこに相談をしてよいのか分からないようなケースも増加してきております。

函館市では、このような問題に対応するため、公的機関をはじめとする既存の窓口と連携し、各種制度や社会資源に柔軟に繋ぎ、個人・家族が直面する困難に適切に対処する「福祉拠点」を令和4年4月から設置し、市民がより身近な場所で、世代を問わず包括的な相談・支援を受けられる体制を整え、地域で支える福祉の実現を図ることといたしました。

福祉拠点の仕組み ～福祉拠点として拡充される地域包括支援センター～

福祉拠点とは、市内10か所の地域包括支援センターのすべてに自立相談支援機関を併設し、多機能型の地域包括支援センターとするものです。

自立相談支援機関とは、生活困窮者自立支援制度の中心的な事業である自立相談支援事業を行う機関で、生活保護に至る前の段階から、経済的な問題のほか、ひきこもり等の社会的な孤立も含めた生活全般に関する困りごとに幅広く対応する相談窓口で、包括的、継続的な支援を特徴とし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目標としているものです。

なぜ介護保険制度と生活困窮者自立支援制度の分野を組み合わせたのか

高齢者を対象として長年支援にあたってきた介護保険法に基づく「地域包括支援センター」と、困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくりを基本理念とし、生活困窮者自立支援法に基づく全世代を対象として支援を行う「自立相談支援機関」を組み合わせることで、8050問題やダブルケア問題などへの包括的かつ早期の対応が可能となります。

また、障がい分野や児童虐待など、より専門性の高い支援については、急迫性等を踏まえ、相談を受けた福祉拠点の職員が、関係機関に速やかに報告するなど、既存の相談拠点との連携を強化することが重要であると考えております。

地域の方が気軽に立ち寄れる工夫

各福祉拠点では、困りごとを抱えていても自ら相談することが困難な方の発見や、地域における支え手としての連携が期待される民生委員・児童委員や町会関係者の方々が、気軽に立ち寄り、福祉拠点職員との情報交換や相談を日常的に行えるよう工夫しておりますが、これには、困りごとが深刻化する前に早期に対応することや、支え手となる方も孤立させることなく福祉拠点がしっかりと支えるという狙いが込められております。

福祉拠点として地域包括支援センターと関係者や市民が共に支える

福祉拠点が地域の皆様から頼りにされ、その役割を十分に果たせるかどうかは、福祉拠点を中心として、困りごとを抱えた地域住民のほか、その把握や支援に携わるすべての関係者が、これまで以上にお互いを支え合うことや、支援のネットワークを強化することが鍵となります。

福祉拠点として整備される新しい地域包括支援センターを気軽に利用いただけるよう、市民の皆様と共に支え合う関係づくりに取り組んでまいります。

～福祉拠点として拡充される地域包括支援センター～

